

滝沢市における再生可能エネルギー 発電施設の設置に関する指針

私たちの郷土滝沢市は、秀峰岩手山のふもとに広がり、市内には日本最大級の相の沢牧野や県内有数の湿原である春子谷地、市の名の由来となった滝の沢をはじめとする水資源などの豊かな自然に恵まれています。

市では、平成25年に環境基本計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編））を定め、CO₂の排出削減と再生可能エネルギーの活用を重点施策に位置づけ取り組んでまいりました。

一方で、大規模な再生可能エネルギー発電施設は、自然環境への影響が懸念されることから、国において平成29年に「**事業計画策定ガイドライン**」を、平成30年に「**発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン**」を、令和2年に「**環境配慮ガイドライン**」等を制定しております。

良好な自然環境を保全し、将来の世代へ継承していくことは市の重要な責務であることから、豊かで良好な環境の保全に配慮された再生可能エネルギー発電施設の設置推進に向け、地域住民と事業者との相互理解のもと、自然環境及び歴史的環境と調和した発電施設の設置を促すことを目的にこの指針を定めるものです。

1 位置づけ

本指針は、再生可能エネルギー発電施設の導入促進に当たり、滝沢市環境基本条例（平成14年条例第11号）第4条の基本理念により、良好な環境の保全を図るために定めるものです。

2 対象施設

次に掲げる再生可能エネルギーによる発電施設とします。ただし、住宅や住宅に附属する建物の屋根部分に設置する発電施設は対象外とします。

- (1) 太陽光
- (2) 風力
- (3) 水力
- (4) 地熱
- (5) バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものとして国が定めるもの

3 対象地域

市内全域を対象とします。

4 市の対応

次に掲げる事項について、事業者に要請するとともに、必要に応じ意見を申し上げます。

- (1) 再生可能エネルギー発電事業計画は、市の自然環境の保全に十分配慮すること。特に事業計画地の選定については、これらに調和したものとなるようにすること。
- (2) 地域に対して速やかに再生可能エネルギー発電事業計画の内容を説明会の開催により周知するとともに、意見聴取を行い、適切に対応すること。
- (3) 地域からの疑義や不安を解消するための方法として、電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第2項の「**事業用電気工作物**」に該当する**発電施設**については、**市との2者による環境保全協定書を締結すること**。
- (4) 関係法令等や国のガイドラインを遵守するほか、次の事項に十分配慮すること。

ア 自然環境・景観に関すること

- ① 周囲の自然環境への影響を考慮するとともに、景観との調和を図るため、敷地内の良好な樹木等を極力保存し、活用するよう配慮するほか、緑化や色彩に配慮すること。
- ② 再生可能エネルギー発電施設は、附属する電気施設、構造物等についても、その色彩を、周囲の景観に調和するよう配慮すること。また、太陽光発電モジュールについては低反射のものを使用するよう配慮するとともに反射光等への対策について地域住民に説明すること。
- ③ 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする場合は、土砂の敷地外への流出等がないよう、周辺環境に配慮した適切な設計及び施工をすること。
- ④ 設置は、騒音、粉じん、振動、汚水等の発生に十分留意して施工し、稼働中においても同様とすること。
- ⑤ 再生可能エネルギー発電施設の柵塀等により、道路の見通しに支障がないよう配慮すること。

イ 運用・管理に関すること

- ① 再生可能エネルギー発電施設に係る異常の発生、地域住民等から破損等の連絡があった場合は、速やかに現地を確認するとともに、市に連絡すること。その後、現地の状況及び講じた措置等についても同様に報告すること。
- ② 定期的な保守点検の実施はもとより、除草、清掃等を行い、敷地内を適正に管理すること。
- ③ 事業が終了した際には、再生可能エネルギー発電施設の撤去をはじめ、適切な処理を行うこと。

5 指針の適用

本指針は、令和4年10月1日から適用する。